

「同居家族がいる場合の生活援助について」

生活援助とは、日常生活に支障が生じないように行われる調理・洗濯・掃除等をいいます。

サービスは、要介護者が一人暮らし、または同居家族が障害や疾病、その他やむをえない事情により、これらの家事を行うことが困難な場合に提供されることになっています。

生活援助が提供される「やむをえない事情」とは、障害や疾病の有無に限定されるものではなく、適切な居宅サービス計画に基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものです。したがって、同居家族等の有無のみを基準として、一律に介護給付・予防給付の支給の可否が機械的に判断されるものではありません。

市では、相談ケースごとに個別に内容を精査し、サービスの利用の可否について見解を出しています。利用が必要なケースがありましたら、必ずサービスの利用前に介護福祉課まで相談をお願いします。

1 生活援助の算定が可能なケース

○利用者が一人暮らしの場合

・同居する家族がいない場合

*同居家族の有無は、実際に居住している「家屋の状況」や「日常の生活実態」を勘案して判断します。

*二世帯住宅や同一敷地内に家族が居住している場合は、「同居」と考えます。

○利用者の家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合

・同居家族が要介護者または要支援者であるため、家事ができない場合

・同居家族が家事をするには困難な障害（身体・知的・精神）を有する場合

・同居家族が疾病により家事ができない場合

*単に高齢であることや、疾病があるだけでは該当しません。実態として家事ができない状況であることが必要です。

○その他

・家族が高齢で筋力が低下していて、行うことが難しい家事がある場合

・家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合

・家族が仕事で不在の時に行わなくては日常生活に支障をきたす家事がある場合

2 相談の際に確認する事項

- ・本人の状況（身体及び生活状況）
- ・必要とする生活援助の内容と回数
- ・家族の状況（同居・同居以外）
- ・その他（必要なサービスについて、地域資源の有効活用も含めた代替サービスの利用について検討がなされたか等。）

3 相談の際に提出いただく書類

- ・本人や家族の状況、必要な生活援助の内容と回数についてまとめたもの
 - * 任意の様式で構いません。（A 4 判 1 枚程度）
- ・居宅サービス計画書（ケアプラン）第 1 表～第 3 表
- ・サービス担当者会議の要点
- ・フェイスシート
- ・アセスメント表

4 相談の時期

居宅サービス計画に生活援助を位置付けようとする時。

- * サービスを利用する前に相談をお願いします。市では、相談ケースごとに個別に内容を精査し、サービスの利用の可否について、見解を示します。市からの見解が出る前にサービスを利用し、利用について否の見解が出た場合は、既に利用したサービス分については自己負担になりますので、必ず事前に相談をしていただくようお願いいたします。

5 留意事項

- ・相談に伴って示した市の見解については、その時点での介護認定期間内を有効とします。区分変更や更新申請等、認定状況に変更があった場合は、改めて市に見解を求めてください。
- ・同居家族の状況に変化があった場合は、有効期間に関わらず、速やかにサービス担当者会議等を行い、生活援助の利用の必要性について再考をお願いします。それに伴い、サービスの利用について変更が生じる場合は、改めて市に見解を求めてください。

問い合わせ先 栗原市市民生活部介護福祉課介護保険係 TEL : 0228-22-1350 FAX : 0228-22-0340 E-mail : kaigo@kuriharacity.jp
